

正 誤

令和五年七月十日付け奈良県公報号外第十八号正誤表

奈良県行政組織規則の第一部を改正する規則		題名
二		ページ
二十 三及 び二 十五	十七	行
課長	こと。	誤
佐 課長若しくは課長補	こと（他課の所掌に属するものを除く。）。	正